

伊勢市公報

第453号
令和6年9月20日
金曜日

目次

	頁
規 則	
○ 住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 市議会定例会の招集について	35
○ 道路の区域変更について	36
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	37
選挙管理委員会告示	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	42
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	43
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	44
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	45
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	46
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	47
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	48
○ 公示送達	49
○ 地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧について	50
○ パブリックコメントの結果公表について	52
○ (仮称)伊勢市郷土資料館基本構想・基本計画の策定について	53
○ 公示送達	54
○ 公示送達	55
○ 公示送達	56
○ 公示送達	58

住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月9日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 45 号

住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則

住宅用家屋証明事務施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 6 号及び第 4 項第 3 号中「申立書」の次に「(宅地建物取引業者が買主である当該申請者の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合は、これに代えて、当該申請者が当該家屋の取得後に入居の意向があることを確認したことを証する当該宅地建物取引業者の証明書とすることができる。)」を加える。

様式第 2 号から様式第 3 号の 2 までを次のように改める。

耐震基準適合証明書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
家 屋 調 査 日	年 月 日	
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準	

上記の家屋が租税特別措置法施行令第42条第1項に定める基準に適合することを証明します。

証 明 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

1 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名	(印)		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

2 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称		(印)		
	住 所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別	登 録 番 号		
			登録を受けた地方整備局等名		

3 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印		
	住 所				
	登録年月日及び登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登 録 番 号	
登録を受けた地方整備局等名					

4 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印		
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登 録 番 号	
登録を受けた地方整備局等名					

増改築等工事証明書

（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び
改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

1 実施した工事の種類

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替								
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替								
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下								
第4号工事 （耐震改修工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準								
第5号工事 （バリアフリー改修工事）	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替								
第6号工事 （省エネ改修工事）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事							
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事							
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	地域区分						
			<table border="1"> <tr> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> <td>4 4地域</td> </tr> <tr> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> </tr> </table>		1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域	5 5地域
1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域						
5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域						
		省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事							
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事							
		地域区分	<table border="1"> <tr> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> </tr> <tr> <td>4 4地域</td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> </tr> </table>	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域	5 5地域	6 6地域
1 1地域	2 2地域	3 3地域							
4 4地域	5 5地域	6 6地域							

				7 7地域 8 8地域
			改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称 登 録 番 号 第 号
			住宅性能評価書の交付番号	第 号
			住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日
		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事	
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
			地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
			改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日
第7号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替			

2 実施した工事の内容

--

3 実施した工事の費用の額

(1) 特定の増改築等に要した費用の総額

第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	円
----------------------	---

(2) 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
---------------------	---

(3) 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

① 第4号工事に要した費用の額	円
② 第5号工事に要した費用の額	円
③ 第6号工事に要した費用の額	円
④ 第7号工事に要した費用の額	円

上記の工事が、租税特別措置法施行令及び地方税法施行令に規定する工事に該当することを証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名	㊟		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称	㊟			
	住 所				
	指定年月日及び指定番号				
	指 定 を し た 者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 の 場 合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局等名	

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印		
	住 所				
	登録年月日及び 登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 の 場 合	一級建築基準適 合判定資格者又 は二級建築基準 適合判定資格者 の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局 等名	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保険 法人	名 称		印		
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 の 場 合	一級建築基準適 合判定資格者又 は二級建築基準 適合判定資格者 の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局 等名	

増改築等工事証明書（住宅ローン減税・買取再販用）

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

I 所得税額の特別控除

1 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替											
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替											
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下											
第4号工事 （耐震改修工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準											
第5号工事 （バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替											
第6号工事 （省エネ改修工事）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事 <table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域 5 5地域</td> <td>2 2地域 6 6地域</td> <td>3 3地域 7 7地域</td> <td>4 4地域 8 8地域</td> </tr> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td colspan="4">1 等級1 2 等級2 3 等級3</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3			
地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域								
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3											

	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓				
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等				
		低炭素建築物新築等計画の認定主体				
		低炭素建築物新築等計画の認定番号		第	号	
		低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年	月	日
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書に証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事				
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
		地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域	
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3			
		改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級2 2 断熱等性能等級3 3 断熱等性能等級4以上			
		住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称			
			登録番号	第	号	
		住宅性能評価書の交付番号		第	号	
		住宅性能評価書の交付年月日		年	月	日
		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事			
	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事					
	地域区分		1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域	
	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級		1 等級1 2 等級2 3 等級3			

			改修工事後の住宅 の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級 3 2 断熱等性能等級 4 以上
			長期優良住宅建築等計画の認定 主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定 番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定 年月日	年 月 日

(2) 実施した工事の内容

--	--

(3) 実施した工事の費用の額等

① 第 1 号工事～第 6 号工事に要した費用の額	円
② 第 1 号工事～第 6 号工事に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
③ ①から②を差し引いた額 (100万円を超える場合)	円

2 償還期間が5年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等（省エネ改修工事）、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（特定増改築等住宅借入金等特別税額控除（工事完了後、令和3年12月31日までに入居したものに限る。））

(1) 実施した工事の種別

高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事：2%控除分）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替		
特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：2%控除分）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等	
		低炭素建築物新築等計画の認定主体	
		低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日
		エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
		改修工事前の住宅が相当する断熱等	① 等級1 2 等級2 3 等級3

		性能等級				
		改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級 4 以上 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上及び断熱等性能等級 3			
		住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称			
			登録番号	第	号	
		住宅性能評価書の交付番号		第	号	
	住宅性能評価書の交付年月日		年	月	日	
	増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
		地域区分	1 1 地域 4 4 地域 7 7 地域	2 2 地域 5 5 地域 8 8 地域	3 3 地域 6 6 地域	
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1	2 等級 2	3 等級 3	
		改修工事後の住宅が相当する省エネ性能	1 断熱等性能等級 4 以上 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上及び断熱等性能等級 3			
		長期優良住宅建築等計画の認定主体				
		長期優良住宅建築等計画の認定番号		第	号	
		長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年	月	日
		断熱改修工事等（省エネ改修工事：1%控除分）	エネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記 1 から 3 のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事			
	地域区分		1 1 地域 5 5 地域	2 2 地域 6 6 地域	3 3 地域 7 7 地域	4 4 地域 8 8 地域
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1		2 等級 2			

	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等				
		低炭素建築物新築等計画の認定主体				
		低炭素建築物新築等計画の認定番号		第 号		
		低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年 月 日		
特定多世帯同居改修工事等（2%控除分）	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事					
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数	
	改修工事前					
	改修工事後					
特定耐久性向上改修工事等（2%控除分）	特定断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事					
	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替				
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替				
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下				
	長期優良住宅建築等計画の認定主体					
	長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号			
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日			
	上記と併せ	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			

て行う第1号工事～第4号工事 (1%控除分)	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
	第4号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準

(2) 実施した工事の内容

--

(3) 実施した工事の費用の額等

① 高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等、特定耐久性向上改修工事等及び第1号工事～第4号工事に要した費用の額	円
② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等（2%控除分）	
ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額	円
イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
③ 特定断熱改修工事等の費用の額等（2%控除分）	
ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額	円
イ 特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等（2%控除分）	
ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額	円
イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
⑤ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額等（2%控除分）	
ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額	円
イ 特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額	円
⑦ 断熱改修工事等の費用の額等（1%控除分）	
ア 断熱改修工事等に要した費用の額	円
イ 断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円

- 3 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等又は子育て対応改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

①住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準										
②高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替										
③一般断熱改修工事等 (省エネ改修工事)	窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事									
		<table border="1"> <tr> <td>地域区分</td><td>1 1地域</td><td>2 2地域</td><td>3 3地域</td><td>4 4地域</td></tr> <tr> <td></td><td>5 5地域</td><td>6 6地域</td><td>7 7地域</td><td>8 8地域</td></tr> </table>	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域		5 5地域	6 6地域	7 7地域
	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域						
		5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域						
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等									
		低炭素建築物新築等計画の認定主体									
		低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号								
		低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日								
	太陽熱利用冷暖装置の型式										
	潜熱回収型給湯器の型式										
	ヒートポンプ式電気給湯器の型式										
	燃料電池コージェネレーションシステムの型式										
ガスエンジン給湯器の型式											
エアコンディショナーの型式											
太陽光発電設備の型式											
安全対策工事	有 無										
陸屋根防水基礎工事	有 無										
積雪対策工事	有 無										
塩害対策工事	有 無										
幹線増強工事	有 無										

④多世帯同居改修工事等	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
	改修工事前				
	改修工事後				
⑤耐久性向上改修工事等	対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号		
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日		
⑥子育て対応改修工事等	子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 住宅内における子どもの事故を防止するための工事 2 対面式キッチンへの交換工事 3 開口部の防犯性を高める工事 4 収納設備を増設する工事 5 開口部・界壁・界床の防音性を高める工事 6 間取り変更工事				
上記と併せて行う第1号工事～第6号工事	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
	第4号工事 (耐震改修工事) ※①の工事を実施していない場合のみ選択	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
	第5号工事 (バリアフリー改修工事) ※②の工事を実施していない場合のみ選択	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			

第6号工事 (省エネ改修工事) ※③の工事を 実施していない場合のみ選 択	全ての居室 の全ての窓 の断熱改修 工事を実施 した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する 修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資す る次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕 又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事			
		地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域
		改修工事前 の住宅が相 当する断熱 等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3		
		認定低炭素 建築物新築 等計画に基 づく工事の 場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模 様替 2 天井等 3 壁 4 床等		
		低炭素建築物新築等計画の認 定主体			
		低炭素建築物新築等計画の認 定番号	第 号		
		低炭素建築物新築等計画の認 定年月日	年 月 日		
	改修工事後 の住宅の一 定の省エネ 性能が証明 される場合	住宅性能評 価書により 証明される 場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する 修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相 当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模 様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事		
			地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域	2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域
			改修工事前 の住宅が相 当する断熱 等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3	
			改修工事後 の住宅の断熱 等性能等級	1 断熱等性能等級2 2 断熱等性能等級3 3 断熱等性能等級4以上	

				住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称	
					登 録 番 号	第 号
				住宅性能評価書の交付番号		第 号
				住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日
				エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事		
				上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事		
				地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域	2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域
				改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3	
				改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級3 2 断熱等性能等級4以上	
				長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号				
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日				

(2) 実施した工事の内容

(3) 実施した工事の費用の額等

① 住宅耐震改修			
ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額			円
イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無			有 ☐ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額			円
エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額			円
オ ウからエを差し引いた額			円
② 高齢者等居住改修工事等			
ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額			円
イ 当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無			有 ☐ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ ☐ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)			円
エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額			円
オ ウからエを差し引いた額			円

③ 一般断熱改修工事等		
ア	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	□アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア	当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	□アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
⑤ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）		
ア	当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	□アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ	ウ及びカの合計額	円
ク	キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額	円
ケ	キからクを差し引いた額	円
⑥ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）		
ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円

ウ□アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 □ 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
ク 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 □ 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ケ キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
コ ウ、カ及びケの合計額	円
サ コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額	円
シ コからサを差し引いた額	円
⑦ 子育て対応改修工事等	
ア 当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ 当該子育て対応改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 □ 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ□アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ ウと250万円のうちいずれか少ない額	円
オ ウからエを差し引いた額	円
⑧ ①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額	円
⑨ ①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額	円
⑩ ①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額	円
⑪ ②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額	円
⑫ ②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額	円
⑬ ②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額	円
⑭ ②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額	円
⑮ ②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額	円
⑯ ②オ、④オ、⑥シ及び⑦オの合計額	円
⑰ ⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額（10%控除分）	円
⑱ ⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額	円
⑲ ⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る額	円
⑳ ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事	
ア ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円

	イ ⑳の改修に係る補助金等の交付の有無		有 ☐ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ウ アからイを差し引いた額		円
㉑	⑱の金額と⑲及び㉑ウの合計額のうちいずれか少ない額		円
㉒	1,000 万円から⑳を引いた残りの額（0 円未満となる場合は0 円）		円
㉓	㉑と㉒の金額のうちいずれか少ない額（5 %控除分）		円

4 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合
(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替					
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替					
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下					
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準					
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替					
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事				
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
	地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域				
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事			
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
			地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域		
			改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3		
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称		
				登 録 番 号	第 号	
	住宅性能評価書の交付番号		第 号			
住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日				
	増改築による長期	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事				

	優良住宅 建築等計 画の認定 により証 明される 場合	上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
		地域区分	1 1 地域 4 4 地域 7 7 地域	2 2 地域 5 5 地域 8 8 地域	3 3 地域 6 6 地域
		改修工事後の住宅 の省エネ性能	1 断熱等性能等級 4 以上 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上及 び断熱等性能等級 3		
		長期優良住宅建築等計画の認定 主体			
		長期優良住宅建築等計画の認定 番号	第 号		
		長期優良住宅建築等計画の認定 年月日	年 月 日		
第 7 号工事 (給排水管・ 雨水の浸入 を防止する 部分に係る 工事)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替				

① 特定の増改築等に要した費用の総額

② 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

③ 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

29

II 固定資産税の減額

1-1 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	1 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修
-------	-------------------------------------

1-2 地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種類及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替 1 増築 2 改築 3 修繕 4 模様替	
	工事の内容	
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

2 熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種類及び内容	断熱改修工事	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事	
		上記と併せて行った改修工事	1 天井等の断熱性を高める改修工事	
			2 壁の断熱性を高める改修工事	
			3 床等の断熱性を高める改修工事	
	断熱改修工事と併せて行った右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事	4 太陽熱利用冷暖熱装置	型式：	
		5 潜熱回収型給湯器	型式：	
		6 ヒートポンプ式電気給湯器	型式：	
		7 燃料電池コージェネレーションシステム	型式：	
		8 エアコンディショナー	型式：	
		9 太陽光発電設備	型式：	
	工事の内容			

熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額		
ア 断熱改修工事に係る費用の額		円
イ 断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	ウ 交付される補助金等の額	円
① アからウを差し引いた額		円
エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額		円
オ エの工事に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	カ 交付される補助金等の額	円
② エからカを差し引いた金額		円
工事費用の確認（下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を入れること。）		
③ ①の金額が60万円を超える。		☐ 左記に該当する。
上記③に該当しない場合		
④ ①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円を超える。		☐ 左記に該当する。
上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合		
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名				㊞
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称				
	所 在 地				
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別				
	登録年月日及び登録番号				

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称					㊞
	住 所					
	指定年月日及び指定番号					
	指 定 を し た 者					
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名					
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号		
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 の 場 合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登 録 番 号		
				登録を受けた地方整備局等名		

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印		
	住 所				
	登録年月日及び 登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 の 場 合	一級建築基準適 合判定資格者又 は二級建築基準 適合判定資格者 の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局 等名	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保険 法人	名 称		印		
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 の 場 合	一級建築基準適 合判定資格者又 は二級建築基準 適合判定資格者 の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局 等名	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の住宅用家屋証明事務施行規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の住宅用家屋証明事務施行規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市告示第 165 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 6 年 9 月 2 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 招集の日時 令和 6 年 9 月 9 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 166 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 9 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	五十鈴ヶ丘 1 号線	中之町字浅香山 20 番 135 地先から 中之町字浅香山 20 番 136 地先まで	旧	6.5～18.2	15.9
			新	6.5～48.0	15.9

伊勢市告示第 167 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
今一色区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 6 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 区域

変更前

二見町大字今一色 1 番地の 1 から 875 番地の 15 まで、及び同町大字
西 988 番地の 2、988 番地の 5、998 番地の 3 から 998 番地の 5、1002
番地の 1、1003 番地の 1 から 1003 番地の 11 まで、1003 番地の 14 か
ら 1003 番地の 19 まで、1004 番地の 16 から 1004 番地の 78 まで、1004
番地の 81 から 1004 番地の 94 まで、1004 番地の 96、1004 番地の 98、
1004 番地の 100、1004 番地の 102 から 1004 番地の 111 まで、1004 番
地の 113 から 1004 番地の 120 まで、1004 番地の 122、1004 番地の 123、
1004 番地の 125 から 1004 番地の 128 まで、1004 番地の 131 から 1004
番地の 135 まで、1004 番地の 137、1004 番地の 138、1004 番地の 140
から 1004 番地の 145 まで、1004 番地の 147 から 1004 番地の 149 まで、
1004 番地の 151 から 1004 番地の 153 まで、1004 番地の 155 から 1004
番地の 165 まで、1004 番地の 167 から 1004 番地の 175 まで、1006 番
地の 2 から 1006 番地の 28 まで、1007 番地の 1、1007 番地の 2、1007
番地の 6 から 1007 番地の 26 まで、1008 番地の 1 から 1008 番地の 3

まで、1009 番地の 2 から 1009 番地の 16 まで、1009 番地の 22 から 1009 番地の 25 まで、1010 番地の 2 から 1010 番地の 33 まで、1011 番地の 1 から 1011 番地の 9 まで、1012 番地の 1 から 1012 番地の 4 まで、1012 番地の 6、1014 番地の 1、1015 番地、1016 番地の 1、1016 番地の 3、1016 番地の 4、1016 番地の 8、1018 番地の 1、1018 番地の 3、1018 番地の 4、1019 番地の 1、1019 番地の 2、1020 番地の 1、1020 番地の 2、1021 番地の 1、1021 番地の 2、1022 番地、1023 番地、1024 番地の 1 から 1024 番地の 3、1024 番地の 5 から 1024 番地の 12、1025 番地の 2 から 1025 番地の 4、1026 番地、1027 番地の 1 から 1027 番地の 3、1028 番地、1029 番地、1029 番地の 1、1029 番地の 2、1030 番地、1031 番地の 1 から 1031 番地の 7 まで、1033 番地の 1 から 1033 番地の 6 まで、1034 番地の 1 から 1034 番地の 9 まで、1035 番地、1035 番地の 1 から 1035 番地の 59 まで、1036 番地、1036 番地の 1、1036 番地の 3 から 1036 番地の 10 まで、1037 番地の 1、1037 番地の 2、1038 番地の 1、1038 番地の 2、1039 番地、1039 番地の 1、1040 番地の 1、1040 番地の 2、1041 番地、1041 番地の 1、1042 番地から 1044 番地、1044 番地の 1 から 1044 番地の 8 まで、1054 番地、1055 番地、1056 番地の 1、1056 番地の 2、1057 番地の 2、1057 番地の 4、1057 番地の 5、1058 番地の 1 から 1058 番地の 3 まで、1059 番地、1060 番地、1061 番地、1062 番地の 1 から 1062 番地の 3 まで、1063 番地の 1、1063 番地の 2、1063 番地の 4、1063 番地の 6、1064 番地、1064 番地の 1、1064 番地の 2、1065 番地、1066 番地の 1、1066 番地の 2、1067 番地の 1 から 1067 番地の 3 まで、1068 番地の 1 から 1068 番地の 3 まで、1069 番地の 1 から 1069 番地の 11 まで、1070 番地の 1 から 1070 番地の 6 まで、1071 番地の 1 から 1071 番地の 3 まで、1072 番地の 1、1072 番地の 3、1072 番地の 4、1072 番地の 7、1072 番地の 8、1072 番地

の 10 から 1072 番地の 12 まで、1095 番地の 3、1095 番地の 24、1095 番地の 25、1095 番地の 29 から 1095 番地の 31 まで、1095 番地の 35 から 1095 番地の 46 まで、1095 番地の 51 から 1095 番地の 67 まで、1095 番地の 90 から 1095 番地の 96 まで、1095 番地の 100、1095 番地の 101、1095 番地の 106、1095 番地の 107、1095 番地の 111、1095 番地の 112、1095 番地の 116 から 1095 番地の 122 まで、1095 番地の 127、1095 番地の 129、1095 番地の 131 から 1095 番地の 143 まで、1095 番地の 145 までの区域

変更後

伊勢市二見町今一色 1 番地 1 から 875 番地 15 まで並びに同町西 988 番地 2、988 番地 5、998 番地 3 から 998 番地 5 まで、1002 番地 1、1003 番地 1 から 1003 番地 11 まで、1003 番地 14 から 1003 番地 19 まで、1004 番地 16 から 1004 番地 78 まで、1004 番地 81 から 1004 番地 94 まで、1004 番地 96、1004 番地 98、1004 番地 100、1004 番地 102 から 1004 番地 111 まで、1004 番地 113 から 1004 番地 120 まで、1004 番地 122、1004 番地 123、1004 番地 125 から 1004 番地 128 まで、1004 番地 131 から 1004 番地 135 まで、1004 番地 137、1004 番地 138、1004 番地 140 から 1004 番地 145 まで、1004 番地 147 から 1004 番地 149 まで、1004 番地 151 から 1004 番地 153 まで、1004 番地 155 から 1004 番地 165 まで、1004 番地 167 から 1004 番地 175 まで、1006 番地 2 から 1006 番地 28 まで、1007 番地 1、1007 番地 2、1007 番地 6 から 1007 番地 26 まで、1008 番地 1 から 1008 番地 3 まで、1009 番地 2 から 1009 番地 16 まで、1009 番地 22 から 1009 番地 25 まで、1010 番地 2 から 1010 番地 33 まで、1011 番地 1 から 1011 番地 9 まで、1012 番地 1 から 1012 番地 4 まで、1012 番地 6、1014 番地 1、1015 番地、1016 番地 1、1016 番地 3、1016 番地 4、1016 番地 8、1018 番地 1、1018 番地

3、1018 番地 4、1019 番地 1、1019 番地 2、1020 番地 1、1020 番地 2、1021 番地 1、1021 番地 2、1022 番地、1023 番地、1024 番地 1 から 1024 番地 3 まで、1024 番地 5 から 1024 番地 12 まで、1025 番地 2 から 1025 番地 4 まで、1026 番地、1027 番地 1 から 1027 番地 3 まで、1028 番地、1029 番地、1029 番地 1、1029 番地 2、1030 番地、1031 番地 1 から 1031 番地 7 まで、1033 番地 1 から 1033 番地 6 まで、1034 番地 1 から 1034 番地 9 まで、1035 番地、1035 番地 1 から 1035 番地 59 まで、1036 番地、1036 番地 1、1036 番地 3 から 1036 番地 10 まで、1037 番地 1、1037 番地 2、1038 番地 1、1038 番地 2、1039 番地、1039 番地 1、1040 番地 1、1040 番地 2、1041 番地、1041 番地 1、1042 番地から 1044 番地まで、1044 番地 1 から 1044 番地 8 まで、1054 番地、1055 番地、1056 番地 1、1056 番地 2、1057 番地 2、1057 番地 4、1057 番地 5、1058 番地 1 から 1058 番地 3 まで、1059 番地、1060 番地、1061 番地、1062 番地 1 から 1062 番地 3 まで、1063 番地 1、1063 番地 2、1063 番地 4、1063 番地 6、1064 番地、1064 番地 1、1064 番地 2、1065 番地、1066 番地 1、1066 番地 2、1067 番地 1 から 1067 番地 3 まで、1068 番地 1 から 1068 番地 3 まで、1069 番地 1 から 1069 番地 11 まで、1070 番地 1 から 1070 番地 6 まで、1071 番地 1 から 1071 番地 3 まで、1072 番地 1、1072 番地 3、1072 番地 4、1072 番地 7、1072 番地 8、1072 番地 10 から 1072 番地 12 まで、1095 番地 3、1095 番地 24、1095 番地 25、1095 番地 29 から 1095 番地 31 まで、1095 番地 35 から 1095 番地 46 まで、1095 番地 51 から 1095 番地 67 まで、1095 番地 90 から 1095 番地 96 まで、1095 番地 100、1095 番地 101、1095 番地 106、1095 番地 107、1095 番地 111、1095 番地 112、1095 番地 116 から 1095 番地 122 まで、1095 番地 127、1095 番地 129、1095 番地 131 から 1095 番地 143 まで及び 1095 番地 145 の区域

2 主たる事務所

変更前

度会郡二見町大字今一色 874 番地 399

変更後

三重県伊勢市二見町今一色 874 番地 399

3 規約に定める解散の事由

変更前

地方自治法第 260 条の 2 第 15 号において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による場合並びに総会において総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得た場合

変更後

- (1) 本区は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

伊勢市選挙管理委員会告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 6 年 9 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,037 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

16,975 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

33,949 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 101,846 人

伊勢市農業委員会告示第 10 号

伊勢市農業委員会第 225 回総会を次のとおり招集します。

令和 6 年 9 月 9 日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 6 年 9 月 17 日（火）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御薊公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 5 号 非農地証明願について
 - 議案第 6 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 6 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
440	東日本建設 株式会社	松阪市大河内町 663 番地	令和 6 年 8 月 30 日

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 6 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
441	株式会社 ティー・エス・ケー	津市久居明神町 1153 番地 1	令和 6 年 8 月 30 日

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

令和 6 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事 業 者 名	所 在 地	廃止年月日
286	木村水道	志摩市阿児町鷺方 1065 番地 176	令和 6 年 8 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 6 年 9 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 9 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 6 年 10 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
勢田町、藤里町及び二見町光の街の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 59 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 6 年 9 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 60 号

公 示 送 達

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 61 号

神久 2 地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和 6 年 9 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 地図及び簿冊の名称

神久 2（神久 2 丁目）の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

令和 6 年 9 月 4 日から令和 6 年 9 月 24 日まで。ただし、令和 6 年 9 月 7 日、令和 6 年 9 月 15 日、令和 6 年 9 月 16 日及び令和 6 年 9 月 21 日から令和 6 年 9 月 23 日までを除く。

3 閲覧時間

午前 9 時 30 分から午後 3 時まで

4 閲覧場所

都市整備部用地課及び伊勢市生涯学習センター

ただし、令和 6 年 9 月 8 日及び令和 6 年 9 月 14 日は伊勢市生涯学習センターのみ、令和 6 年 9 月 19 日は都市整備部用地課のみ。

5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、伊勢市に対し訂正の申出をすることができます。

6 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を

持参してください。

- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

伊勢市公告第 62 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり（仮称）伊勢市郷土資料館基本構想・基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 6 年 9 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 案の題名

（仮称）伊勢市郷土資料館基本構想・基本計画（案）

2 案の公告日

令和 6 年 6 月 10 日

3 提出された意見等の概要

別紙のとおり

4 提出された意見に対する市の考え方

別紙のとおり

5 案の修正内容

別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局文化政策課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 63 号

（仮称）伊勢市郷土資料館基本構想・基本計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 6 年 9 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局文化政策課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 64 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度国民健康保険料通知書兼変更通知書及び令和 6 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 65 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 66 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度介護保険料督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 9 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市公告第 67 号

公 示 送 達

下記の者の令和 6 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 9 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略